中川村森のエネルギー推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、木質バイオマス資源の有効利用を推進するため、村内の住宅等への薪ストーブ等及びペレットストーブ等の設置に要する経費に対し、村が予算の範囲内で補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅等とは、個人住宅、店舗、事務所及び事業所等の施設をいう。

(2) 薪等とは、間伐材、林地残材等林内材木を原料とする燃料（以下「薪」という。）及びこれらを原料とし、製材時の端材等を粉砕し、乾燥し、圧縮し及び成型した木質の固形燃料（以下「ペレット」という。）をいう。

(3) 薪ストーブ等とは、薪を燃料とするストーブ、暖炉、ボイラー等をいい、ペレットストーブ等とは、ペレットを燃料とするストーブ、ボイラーをいう。

（対象設備）

第３条　補助金交付の対象は、前条第３号に規定する設備とする。

（対象者）

第４条　補助金交付の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 中川村内の住宅等に対象設備を設置する者

(2) 事業者、個人にかかわらず、村税、分担金及び使用料その他の歳入に滞納がないこと。

ただし、個人で申請する場合にあっては、本人及び本人と同一世帯に属する全ての世帯員に滞納がないこと。

(3) 過去に本要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない者。ただし、個人で申請する場合にあっては、同一世帯において過去に当該補助金の交付を受けたことがないこと。

２　前項の規定にかかわらず、村長が特に認める者については、補助金の対象とすることができる。

（対象経費及び補助額の基準）

第５条　補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。

（補助金交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、中川村森のエネルギー推進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 対象設備の設置等の費用明細の判る見積書の写し

(2) 対象設備の仕様及び工事内容が確認できる書類

(3) 対象設備設置前の状態が確認できる写真

(4) 対象設備設置箇所の位置図

（補助金交付の決定）

第７条　村長は、前条に定める申請書を受理したときは、内容審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、中川村森のエネルギー推進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助金交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知する。

（事業の実施及び報告）

第８条　申請者は補助金交付の決定を受け事業に着手し、事業を完了したときは、中川村森のエネルギー推進事業実績報告書（様式第３号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 対象設備の設置または購入にかかる領収書の写し

(2) 対象設備の仕様及び工事内容が確認できる書類

(3) 対象設備設置後の状態が確認できる写真

(4) 対象設備設置箇所の位置図

２　申請者は補助金交付決定後に事業の計画を変更するときは、中川村森のエネルギー推進事業変更届出書（様式第４号）により速やかに村長に届け出なければならない。

（補助金の確定）

第９条　村長は、前条第１項による実績報告書の提出があったときは、事業の実施状況の確認を行い、補助金の額を確定し、中川村森のエネルギー推進事業補助金確定通知（様式第５号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第10条　前条の通知を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、中川村森のエネルギー推進事業補助金交付請求書（様式第６号）を村長に提出しなければならない。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 対象となる経費 | 補助率等 |
| 薪ストーブ等 | 薪ストーブ等の機器本体及びその他の必要な附帯設備の購入並びに設置にかかる経費とする。ただし、附帯設備のみの設置にかかる経費は、補助の対象外とする。 | 補助対象経費の２分の１以内（1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。）とし、１台につき10万円を限度とする。 |
| ペレットストーブ等 | ペレットストーブ等の機器本体の購入にかかる経費とする。 | 補助対象経費の10分の10以内（1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。）とし、１台につき10万円を限度とする。 |